

世帯階層区分		徴収基準(月)額	加算基準(月)額		
			18歳以上	18歳未満	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		1,100円	220円	110円
C1	所得税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	2,250円	450円	230円
C2		市町村民税所得割課税世帯	2,900円	580円	290円
D1	所得税課税世帯	前年分所得税 4,800円 以下	3,450円	690円	350円
D2		4,801円 ~ 9,600円	3,800円	760円	380円
D3		9,601円 ~ 16,800円	4,250円	850円	430円
D4		16,801円 ~ 24,000円	4,700円	940円	470円
D5		24,001円 ~ 32,400円	5,500円	1,100円	550円
D6		32,401円 ~ 42,000円	6,250円	1,250円	630円
D7		42,001円 ~ 92,400円	8,100円	1,620円	810円
D8		92,401円 ~ 120,000円	9,350円	1,870円	940円
D9		120,001円 ~ 156,000円	11,550円	2,310円	1,160円
D10		156,001円 ~ 198,000円	13,750円	2,750円	1,380円
D11		198,001円 ~ 287,500円	17,850円	3,570円	1,790円
D12		287,501円 ~ 397,000円	22,000円	4,400円	2,200円
D13		397,001円 ~ 929,400円	26,150円	5,230円	2,620円
D14		929,401円 ~ 1,500,000円	40,350円	8,070円	4,040円
D15		1,500,001円 ~ 1,650,000円	42,500円	8,500円	4,250円
D16		1,650,001円 ~ 2,260,000円	51,450円	10,290円	5,150円
D17		2,260,001円 ~ 3,000,000円	61,250円	12,250円	6,130円
D18		3,000,001円 ~ 3,960,000円	71,900円	14,380円	7,190円
D19		3,960,001円 ~	全額	左の徴収基準(月)額の10%ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円	左の徴収基準(月)額の10%ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

1. 世帯の所得税額が396万円以下である場合において、当該障害者等が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、「徴収基準(月)額」より算出した額の2分の1に相当する額をもって自己負担額とする。(10円未満切り捨て)
2. 同一月内に同一世帯の2人以上の障害者等に対し、 stomax 用具等の給付決定を行なう場合には、当該各障害者等につき、自己負担額を算出するものとし、その額は、最初の者については「徴収基準(月)額」により算出した額とし、2人目以降の者については、いずれも「加算基準(月)額」の欄に定める額とする。
3. 同一月内に同一者の2つ以上の障害に対し、 stomax 用具等の給付決定を行なう場合には、当該各障害に係る、自己負担額を算出するものとし、その額は、主たる障害については「徴収基準(月)額」により算出した額とし、その他の障害については、それぞれ「加算基準(月)額」の欄に定める額とする。
4. 障害者等が税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の扶養控除の対象となっておらず、健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない場合は、当該障害者等の属する世帯の範囲を当該障害者等及びその配偶者と認定することができる。